

# 令和8年厚木市農業委員会3月定例総会議事録

日 時 令和8年3月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時10分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

1番 小池よし子	2番 常盤 悟
3番 大塚孝雄	4番 三橋能弘
5番 市川秀夫	6番 高澤友紀子
7番 大貫昭司	8番 伊藤洋文
9番 庄司隆行	10番 高瀬正美
11番 神崎吉男	12番 山口 泉 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告13件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告6件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 5 議案第8号 新規就農者の認定について (1件)
- 6 議案第9号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (43件)
- 7 議案第10号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について (1件)
- 8 議案第11号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について (1件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和8年厚木市農業委員会3月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の市川秀夫委員、6番の高澤友紀子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、2月12日から3月10日までに受付したものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

農地法第4条につきましては、8件、10筆、面積は4,207.75平方メートルです。

農地法第5条につきましては、5件、8筆、面積は3,235平方メートルです。

農地法第4条及び第5条の総計は、13件、18筆、面積は7,442.75平方メートルです。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、2月12日から3月10日までに受付した

ものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は6人、筆数は延べ13筆、面積は延べ5,711.94平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、恩名4丁目にお住まいのAさん。

対象地は恩名字片岸2筆、登記地目はともに田、合計面積は963平方メートルです。

当該地につきましては、平成7年頃から駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、伊藤洋文委員、庄司隆行委員及び神崎吉男委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、下荻野にお住まいのBさん。

対象地は三田字蟹淵1筆の一部、登記地目は田、面積は989平方メートルのうち527.01平方メートルです。

当該地につきましては、平成9年に筆の一部を資材置場として農地転用許可申請を行った後、平成10年頃から残地部分を駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

最後に3番でございます。

証明願の提出者は、下古沢にお住まいのCさん。

対象地は下古沢字駒飼1筆、登記地目は畑、面積は40平方メートルです。

当該地につきましては、昭和52年頃から願出人の弟が住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料及び現地を確認いただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は戸田字下ノ町1筆、現況地目は畑、面積は482平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのDさん、受人は戸田にお住まいのEさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、妻及び子の3人です。

2番でございます。

対象地は上依知字田中1筆、現況地目は田、面積は439平方メートルです。

渡人は山際にお住まいのFさん、受人は猿ヶ島にお住まいのGさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

なお、1番及び2番の全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

続いて、日程5、議案第8号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第8号「新規就農者の認定」について、御説明いたします。

お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、関口にお住まいのHさんです。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第2号に規定する「かながわ農業アカデミーの技術専修科」を令和8年3月末に修了する見込みです。

農産物を直売所等で販売し、社会との関わりを持ちながら、地産地消に貢献していきたいとの思いで就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程6、議案第9号で御審議いただきますが、下荻野字寺之下3筆、現況地目はともに畑、合計面積は4,102平方メートルです。

通作距離は、約5.2キロメートル、車で15分ほどです。

作目は、ブロッコリーやネギ、キャベツなどの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第8号「新規就農者の認定」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第8号「新規就農者の認定」については、原案のとおり決しました。

続いて、日程6、議案第9号に進みますが、議長が関係する案件が含まれておりますので、ここで議長を会長職務代理者に暫時交代いたします。

<議長代理>

それでは、日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の1番についてを議題いたします。

なお、本議案は43番までございますが、1番については山川宏司会長が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、山川宏司会長の退出を求めます。

[山川会長 退室]

<議長代理>

それでは、日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の1番について事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の1番について、御説明いたします。

渡人は飯山にお住まいのIさん、受人は飯山にお住まいのJさんです。

対象となる農地は、飯山字根岸1筆、現況地目は畑、面積は565平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、令和8年5月1日から3年間の使用貸借権の設定でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長代理>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長代理>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長代理>

挙手全員。

よって、日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の1番について、原案のとおり決しました。

ここで、山川宏司会長を入室させてください。

[山川会長 入室]

<議長代理>

ここで、議長を交代します。

<議長>

それでは、続きまして、本議案の2番については、伊藤洋文委員が関係する案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、伊藤委員の退出を求めます。

[伊藤委員 退室]

<議長>

それでは、日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の2番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の2番について、御説明いたします。

渡人は温水にお住まいのKさん、受人は温水にお住まいのLさんです。

対象となる農地は、温水字長久保1筆の一部、現況地目は畑、面積は1,731平方メートルの内1,154平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、令和8年5月1日から3年間の使用貸借権の設定でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の2番について、原案のとおり決しました。

ここで、伊藤洋文委員を入室させてください。

[伊藤委員 入室]

<議長>

それでは、日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の3番から43番までについて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、「農用地利用集積等促進計画の要請」の3番から43番について、御説明いたします。

「農地中間管理権の設定関係」こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、41件、131筆、合計面積は96,559.28平方メートルでございます。

権利の種類としては、賃貸借権が1件、使用貸借権が40件、設定期間については、3年間が38件、6年間が2件、9年間が1件となっております。

従前の農用地利用集積計画からの移行が21件、新規が18件、一部新規が2件でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

このうち、43番については、先ほどの議案第8号で新規就農者の認定をいただきました、Hさんの案件です。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の3番から43番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の要請」の3番から43番について、原案のとおり決しました。

続いて日程7、議案第10号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第10号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、御説明いたします。

本件につきましては、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、農地の貸し借りのマッチング及び取りまとめを自ら行ったものについて、本市農業政策課を經由して農業委員会に対し意見を求めているものでございます。

したがって、委員の皆様にはこの貸借について、農業委員会としての意見を御審議いただくこととなります。

それでは、案件の説明に入ります。

お諮りする案件は1件でございます。

「貸借権又は使用貸借による権利の設定関係」となっており、本件は農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定となります。

権利を設定する農地は、山際字南海道ほか13筆、現況地目は全て田、合計面積は8,683.91平方メートルでございます。

使用貸借権の新規設定で、期間は令和8年5月1日から6年間で利用目的は飼料米の生産を予定しており、地元の土地改良区の協力を得て、取りまとめを行ったということです。

権利の設定を受ける転借人は、相模原市中央区矢部4丁目のMさんです。

なお、転借人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第10号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第10号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおり決しました。

続いて日程 8、議案第11号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第11号『「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定』について、御説明いたします。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、平成29年3月27日に策定し、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととされているため、令和7年10月17日の改選に伴い、この度見直しを行うものでございます。

それでは議案について読み上げさせていただきます。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農業委員会に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり決定する。

内容につきましては、先ほどの農政対策検討会でお示ししたとおりでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第11号『「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定』について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第11号『「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定』について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年厚木市農業委員会 3 月定例総会を閉会いたします。

令和 8 年 3 月 25 日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---